公認ライセンスマネージャー資格認定基準

(目的)

第1条 本基準は、公認ライセンスマネージャー (以下、「CLM」という) 資格の認定要件等に関して定める ことを目的とする。

(資格認定要件)

- 第2条 ソフトウェアライセンスに関する正しい知識を有しており、且つソフトウェアライセンスの正しい利用と適切な調達を行うことが可能である能力を有している者を、CLMとして認定する。
 - 2. CLM 資格の認定要件として、次のとおり定める。
 - (イ) 1年以内に、SAMAC が認定した研修を受講し、これを修了していること。
 - (ロ) 1年以内に、SAMAC が認定した試験に合格していること。
 - (ハ) 登録料として、SAMAC に1万円(消費税等別)を納めていること。 ただし、納めた登録料は理由を問わず返金しないものとする。また、2021年12月末までにCLM の認定研修を受講し、合格した場合には、初回の登録料は免除する。

(再試験)

- 第3条 SAMAC 認定試験の結果、合格基準に満たない場合は、研修修了証書の発行日から1年以内に2回を限度として再試験を受けることができる。
 - 2. 再試験を受けるためには、再試験料として SAMAC に 5 千円 (消費税等別) を納めなければならない。

(資格有効期間)

第4条 資格の有効期間は、資格認定後2年間とする。

(資格更新要件)

- 第5条 下記に示す(イ)から(二)までの要件を満たす場合は、CLM資格を更新することができる。
 - (イ) 以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - 1. 過去3年以内に1年以上のソフトウェアライセンスの管理業務を行っていること
 - 2. 過去3年以内に1年以上のソフトウェアライセンスの調達仕様の検討を含む調達業務を行っていること
 - 3. 2年以内に SAMAC が主催するセミナーあるいは研修において、ソフトウェアライセンスの管理あるいは調達業務に関する講演や発表を行っていること
 - 4. 2年以内に SAMAC が別途指定する方法で、ソフトウェアライセンスに関する管理方法や調達方法等、ソフトウェアライセンス管理に必要な記事を寄稿していること
 - 5. 資格更新期限の前後6か月以内に、第2条第2項(イ)、(ロ)を満たしていること。なお、この場合の受講料は新規に認定を受ける場合の三分の二とし、更新料は免除とする。
 - (ロ) 別途定める申請書を提出し、資格認定委員会にて書類審査に合格していること。
 - (ハ) SAMAC が別途指定するアップデート研修が開催される場合に、当該研修を受講しており、且つ、 上記研修において試験が実施される場合、当該試験において合格していること
 - (二) CLM の資格において更新手続きに遺漏がなく、更新審査料1万円(消費税等別)を SAMAC が指定する口座に振り込んでいること。

ただし、2022 年 5 月 31 日までに資格更新のための CLM 研修を受講した場合には、移行措置と して 2022 年 11 月 30 日までに発生する更新審査料及び申請は不要とする。

一般社団法人IT資産管理評価認定協会

また、本条(イ)5に該当する場合には、当該期間の更新審査料および、申請は不要とする。

(本基準の改廃等)

第6条 本基準の改廃は、資格認定委員会が決定する。

2. 本基準に定めのない事項については、資格認定委員会が審議し決定できるものとする。

(本基準の施行)

第7条 本基準は2014年12月15日より施行する。

2022年3月23日 改定

2021年11月1日 改定

2017年7月26日 改定

以上